

徳島県告示第七七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市井川町西井川一六七三の一、一六七三の三、一六七四の一、一六七四の三、一六七六の一、一六八〇の三、一六八二の一、一六九〇の四、一七〇一の一、一七一六の二、一七二〇、一七二四の一、一七四一から一七四三まで、一七四四の一、二二〇六の一、二二〇六の二、二二〇六の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西井川一六七三の一・一六七三の三・一六七四の一・一六七四の三・一六七六の一・一六八〇の三・一六八二の一・一六九〇の四・一七〇一の一・一七一六の二・一七二〇・一七二四の一・一七四一から一七四三まで・一七四四の一・二二〇六の一・二二〇六の二（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)